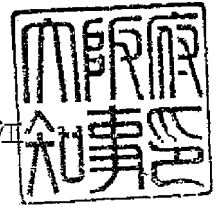




環 整 第 810 号
平成 14 年 3 月 28 日

大阪府環境審議会
会 長 南 努 様

大阪府知事 太田 房江



循環型社会形成に向けた「大阪環境都市条例(仮称)」の
基本的考え方について (諮問)

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

大量消費、大量廃棄型の経済社会システムを脱却し、ライフスタイルや企業の経済活動を変革して、持続可能な循環型社会を形成することが強く求められていることから、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の制定、廃棄物処理法の改正などの法整備をはじめとする取り組みが進められてまいりました。

しかしながら、大阪府域においては、依然として大量の廃棄物が排出されるとともに、大阪の美観を損ねる不法投棄等は後を絶たない状況にあり、リサイクル率も伸び悩んでいます。

さらに、廃棄物処理に対する住民の不信感の高まりなどから、大量に排出される廃棄物を適正に処理するための廃棄物処理施設の新規設置は困難な状況にあります。

これらの課題の解決には、現在の生活様式や行動を府民一人ひとりが見直し、府民、事業者、民間団体や行政が、適切な役割分担とパートナーシップのもとで一丸となって廃棄物の減量化・リサイクルの推進、不適正処理の撲滅等に関する取り組みを進めることが必要です。

そのため、府民・事業者・行政などの責務を定め、自主的な活動を促進するなど、循環型社会を形成し、大阪を魅力あるきれいな環境都市とするための仕組みづくりの一つとして条例の制定を目指すものです。

この条例制定の目的を実現するためには、検討に当たって、幅広く府民等からの意見を反映させるとともに、条例に定めるべき事項や法律との整合性の確保等について専門的な見地から検討を進める必要があります。

このため、循環型社会の形成に向けた、仮称ですが、「大阪環境都市条例」の制定に関する基本的な考え方について、貴審議会の意見を求めるものです。